

## 1 ポスター・シンボルマーク・キャラクターデザイン等の使用目的

さっぽろ雪まつりの国内外へのPRや啓発活動のために広く活用することとします。

## 2 ポスター・シンボルマーク・キャラクターデザイン等の著作権について

著作権は、さっぽろ雪まつり実行委員会が所有しています。使用にあたっては、さっぽろ雪まつり実行委員会の承認が必要です。

## 3 使用承認申請

使用にあたっては、非商用としてのご利用と、販売物（商品）としてのご利用の2種類があります。

※販売物（商品）としての利用については、「さっぽろ雪まつり『準公式記念品』選考の基準と申請フォームより申請してください。使用の2週間前までに申請してください。申請には、使用する「広告媒体」「非商品」「商品」の見本・企画書などを、必要に応じてメール等にてお送りしていただく場合がございます。

## 4 使用承認

使用を承認する場合には、申請者に対して承認書を交付いたします。

## 5 承認の基準

- (1) さっぽろ雪まつりのイメージや品位を損なうおそれのある場合
- (2) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) その他、会長が承認することを不相当と認める場合

## 6 使用料

「広告媒体」「非商品」につきましては、原則として使用料はかかりません。「商品」につきましては、別途手数料がかかります。詳しくは「さっぽろ雪まつり『準公式記念品』選考の基準と取扱について」をご覧ください。

## 7 使用方法

使用にあたっては、承認された「広告媒体」に限ります。また、定められたデザイン、カラーにしたがって適正に使用してください。